

NEWS LETTER

短期大学基準協会

ASSOCIATION FOR ADVANCEMENT OF COLLEGES IN JAPAN

VOL.27

平成15年4月

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25(私学会館別館内)

TEL 03-3261-3594 FAX 03-3261-8954

e-mail : kijunkyo@tanda.or.jp

編集・発行 短期大学基準協会

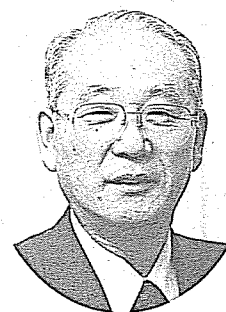
CONTENTS

- 「教養」は未来を拓く人間力
- 評価とマネジメント
- 自己点検・相互評価の3年間

巻頭言 「教養」は未来を拓く人間力

伊藤 唯真

短期大学基準協会理事
京都文教短期大学 学長



現代社会の変化は実にめまぐるしい。知識や技能の進歩・発達もそれとともに実には激動的である。昨日の知識が今日はもう古くなり、今日必要と思われる技術も明日は不要となるといった事態が常に起こっている。

社会生活が変化して行くにつれ、人間もまた変化して行く。新しい現象が発生する。莫大な量の情報が飛びかう。ややもすれば、何が本当に大切なのか。何が本質的なことなのかという見極めがつかないまま、世の中の流れに流されてしまう。大学教育を受けているものが、このような状況におちこんでしまうとすれば、何よりも悲しいことである。

人間そのもの、社会そのものを凝視しなければならない。たゆみない観察と研究がつづけられねばならない。そこから、真実の新しい有能な知識や技能が創造され、開発されて行く。大学の教育課程は、そうした創造や開発されて行く上での基礎となることを願って編成されている。短期大学は教養、専門、実務のバランスがとれているところに長所がある。

「教養」はドイツ語Bildungの訳語であるが、それは自己形成を意味している。短期大学生は自己形成にとって重要な時期を在学中に迎える。それだけに「教養」にかかる諸科目を軽視することはできない。最近、「大学評価・学位授与機構」がすべての国立大学を対象にした評価結果を公表したが、教養教育の効果が自己目標に達しているかどうかの点では9割を超える大学で改善の必要があると指摘した。

短期大学においてはどうか。専門、技能教育だけでよいとは決していえない。短大教育における教養教育を真剣に考えねばならない。

過去の歴史が証明して見せたように、ただ異なる知識の獲得、技術のための技術の開発は、時には人間性を破壊し、社会生活を混迷におとしめている。創造や開発の根底に、どこまでも人間性を尊重する見識が存在していなければならない。人間と社会について、高い教養と正しい批判力をもって対し得られるような学生の育成は私どもの責務である。

中教審の答申には、教養について「教養とは、個人が社会とかかわり、経験をつみ、体系的な知識や知恵を獲得する過程で身につける、ものの見方、考え方、価値観の総体」「それらを社会での様々な経験、自己との対話を通じて一つ一つ身につけ、それぞれの内面に自分の生きる座標軸、すなわち行動の基準とそれを支える価値観を構築していかなければならない。教養は、知的な側面のみならず、規範意識と倫理性、感性と美意識、主体的に行動する力、バランス感覚、体力や精神力などを含めた総体的な概念」と理解すべきだとのべられている。

専門的学芸教育、実務教育の根底に、より求心的な位置にあるのが教養教育である。私は思う。教養とは、知恵によって養われた人間の品位であり、それが時代、未来を切り拓く「人間力」なのだ。



評価とマネジメント —大学改革の新段階—



第三者評価機関設立準備作業委員会委員

草原 克 豪 (拓殖大学北海道短期大学 学長)

1. 第三者評価の義務化

昨年11月の学校教育法の改正により、平成16年度から大学は、文部科学大臣が認証した評価機関による評価を定期的に受けなければならないことになった。評価は当該大学の「教育研究等の総合的な状況」について行われることとされている。認証評価機関は複数存在することが想定されていて、どの機関の評価を受けるかは、大学が自ら選択することになる。目下、短期大学基準協会も認証評価機関になるための申請準備を進めているので、基準協会による認証評価の仕組みがどのようなものになるのか、短期大学としては無関心ではられない。

日本の大学にはじめて評価の概念が導入されたのは、1991年の大学審議会答申に基づく大学設置基準大綱化のときであった。このときは、規制緩和と自己責任の原則に基づいて教育研究の質の維持向上を図るため、設置基準に「自己点検・評価」が「努力義務」として明記された。

その後、1998年の大学審答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」において、「多元的な評価システムの確立」として、①国立大学に対する自己点検・評価の義務付け、②第三者評価の普及促進、③国立大学を主たる対象とした評価機関の設置、④評価結果に基づく予算配分制度の検討、⑤大学評価・学位授与機構の設置、が提言された。

さらに、2002年の中教審答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」では、「第三者評価を私立大学にも義務化」することが提言された。今回の学校教育法の改正はこの提言を受けたものである。

それにしても、評価をめぐるのは、自己点検から第三者評価へ、努力義務から義務化へ、大学設置基準から学校教育法へ、と実に急速な事態の展開ぶりである。多くの大学関係者はとまどいを感じているだろう。

このように事態が展開した背景には、当初からの大学改革の流れに加えて、近年における政府の行政改革の流れがあったとみてよい。総合規制改革会議が「事前規制から事後チェックへ」という方針を打ち出して、大学についても、「設置認可の規制緩和と品質保証のための第三者評価制度の導入」を要求してきたからである。それに対する文部科学省側の回答が、2002年の中教審答申であり、それを受けた2003年の学校教育法の改正であった。

2. 大学のマネジメント能力が問われる時代

私立大学にも認証機関評価制度が義務化されたことにより、大学改革は新しい段階に入ったといえる。1990年代の大学改革は、カリキュラムの見直し、自己点検・評価制度の導入、シラバスの作成、学生による授業評価の実施など、教育の内容・方法に関わる面で相当の効果を挙げた。しかし、この時期はまだ受験生の激減という事態に直面していなかったため、大学の取り組みには切羽詰ったものがなく、一部の熱心な教員の主導によってようやく一定の成果を挙げることができたにすぎない。

だが、いまや事態は大きく変化した。どの大学も将来の学生確保に強い危機感を抱いている。そして学生確保のためには、大学自身の魅力を高めることが最重要課題であることを強く認識するようになった。大学の魅力を高めるには、なんといっても入ってくる学生が満足するような教育活動を展開しなければならない。それには個々の教員の努力が不可欠であるが、それだけでは十分とはいえない。大学がひとつの組織体としてその活力を発揮して、はじめて魅力ある大学づくりが可能になる。そのような組織体としての力を発揮できるようにするのがトップマネジメントの役割である。新しい段階の大学改革で問われるのは、まさに「大学のマネジメント能力」でなければならない。

すでに国立大学については、平成16年度からの法人化に向けての準備が進められている。私立大学としては、これまで以上に厳しい環境条件の下で大学を運営していかざるをえなくなる。これからの大学の命運はマネジメント能力にかかっているといつて過言ではない。

3. 評価はマネジメントの一部

評価の問題を考えるときには、「評価はマネジメントの一部」であることを肝に銘じておく必要がある。マネジメントの基本は、きちんとした目標を設定して、それを達成するための計画を立て、実行し、その結果を評価して、それをまた次の計画立案に反映させることである。Plan—Do—Seeのサイクルである。つまり、「評価なしにはマネジメントは成り立たないし、マネジメントに反映されない評価は意味がない」ということである。

それでは、認証評価機関による第三者評価とはどのようなものでなければならないのか。評価制度を考える場合は、

何のために評価するのか、まず評価の目的を明確にしておくことが重要である。一般的には、第三者評価の目的としては、①教育研究水準の向上のため、②資金配分のため、③ランキングづけのため、④一定の要件を満たしているかどうかを認定するため、などがありうる。

認証評価の場合、その目的は法律には明示されていない。しかし、今回の学校教育法の改正では、「事前規制から事後チェックへ」という方針に沿って、学位の種類や分野の変更を伴わない学部を設置については認可ではなく届け出すようになってきているので、認証評価の目的は、④のように「大学としての適格性」を有しているかどうかを判定するものでなければならないであろう。既存の学部等についても、たとえ設置認可の時点では基準を満たしていたとしても、その後もそれが維持されているとは限らないので、定期的なチェックが必要である。

他方、①にあげた「教育研究水準の向上」というねらいも無視してしまうわけにはいかない。なぜなら適格性の認定だけでは、いわば大学としての最低基準を満たしているかどうかを判断するだけであって、大学全体の水準向上に結びつくとは限らず、そのような評価をすべての大学に定期的に受けさせるのは無駄なことと考えられるからである。同じ法律で、「教育研究水準の向上に資する」ためとして、大学に対して自己点検・評価の実施と公表を義務付けていることからしても、認証評価において水準向上という視点を度外視するわけにはいかない。むしろ、こちらのほうがより重要であるとさえいえる。

評価にどのような目的をもたせるかは、評価の方法とも絡み合ってくる。水準向上をねらうのであれば、単に合否を判定するだけでは十分とはいえない。そうかといって、何段階にもわけて評価するのは客観性の点で困難を伴うし、意図しない大学ランキングに結びついてしまう危険性もある。それに対して、適格性認定のためならば合否のみの二段階評価で間に合うが、実際にはほとんどの大学が合格するであろうから、それでは評価を行う実質的な意味がなくなってしまう。

この問題を解決するには、評価のプロセスを二つに分けて考える必要がある。第一は、大学の教育研究水準の向上に資することをねらいにして、各大学の自己点検・評価報告書に基づいて実地調査・面談を行い、そのプロセスを通じて当該大学の教育研究の改善につながるような問題点の

指摘、助言などを行うことである。しかし、それだけでは評価機関として社会に対する説明責任を果たせない。そこで第二のプロセスとして、一定の基準に基づいて合否を判定し、その結果を公表することにするのである。

4. 第三者評価は万能ではない

さて、認証評価機関による第三者評価の目的は、適格性を判定するだけでなく、教育研究水準の向上に資するものでなければならないと述べた。しかし、第三者評価といっても、外部の人間が単独で大学を評価するわけではない。ましてや、学外の第三者が学内の教育研究水準を高めてくれるわけではない。重要と思われることを二点だけ指摘しておきたい。

第一は、第三者評価の出来不出来は、大学自身による自己点検・評価次第で決まってくるということである。言い換えれば、大学による自己点検・評価がなければ、第三者評価はできないのである。したがって、大学としては、第三者評価をいつ受けるかにかかわらず、日ごろから適切な自己点検・評価活動を実施していなければならない。

第二は、いくら立派な評価活動を行っても、それだけでは大学の改革改善にはむすびつかないということである。評価した結果を将来に生かすことが重要なのである。それがマネジメントというものである。評価なくしてマネジメントはなく、マネジメントなしの評価は徒勞になりかねないのである。

なお、マネジメントとの関わりでいうと、評価に対しては「コストパフォーマンス」の意識を持つことが重要である。コストとはお金だけではない。むしろ人的コストである。評価をする側もされる側も大学教員である。大学教員の本務は教育や研究にあるのであって、評価にばかり時間と労力を費やすわけにはいかない。そのためにも、認証評価の実施に当たっては、評価の目的を明確にし、それを達成するために必要最小限の作業にとどめるような配慮が必要であろう。いたずらに優先度の低い作業に入り込まないことである。評価は重要だが、あくまでも手段であって、それ自体が目的ではない。目的は大学の質を高めることにある。そのためにもどのような評価を実施し、その結果をどのように活用するのか。まさに戦略的な発想に立った大学マネジメントが求められているのである。

自己点検・相互評価の3年間

— 今後の課題など —

影山恒男（田園調布学園大学短期大学部 人間文化学科 学科長）

本学の前身である調布学園女子短期大学が平成5年度に自己点検評価を開始し、平成11年度から佐野国際情報短期大学（現・佐野短期大学）と相互評価を実施した。本学と佐野短期大学との取り組みは神奈川県では1番目、全国では3番目の実施であった。3年間その任に当たった者の一人として経過報告や今後の課題などに触れ、参考に供したい。

◇ これまでの経過と試み

佐野短期大学と本学との共通点が、同一法人内に中学・高校を併設している、女子短期大学として開学した後に男女共学とした、開学当初から英語英文系の学科を設置している、平成10年に社会福祉系の学科を新設したということであったので、相互評価を始めることとなった。当時、本学は英語コミュニケーション学科・日本語日本文化学科・人間福祉学科の3学科、佐野短期大学は、経営情報学科・英米語学科・社会福祉学科の3学科であった。（本学は平成14年4月から大学名を田園調布学園大学と改称し、人間福祉学科を4年制の人間福祉学部とし、短期大学部を人間文化学科（英語コミュニケーション学科と日本語日本文化学科を合併改組）の1学科とした。）栃木県と神奈川県という関東圏の北と南という立地条件がどのように影響するかも含めて、佐野市と川崎市の間を互いに行き来して（相互の大学間は電車等で約3時間の距離）、学内の見学や、「自己点検評価報告書」についての質問事項の相互交換を行った。

相互評価の対象を全学科とした上で、初年度に検討すべき項目を次の点に絞った。1 教育理念・目標、2 教育活動①学生の受け入れ（入試関連）、②カリキュラムの編成と改善、③教育指導——成績評価と単位認定、④学生生活への配慮（学生部関連）、⑤学生の研修（国際交流）、⑥進路と資格、3 研究活動。これらの中から、10項目程度の質問事項

を交換し、後日その回答を交換し、懇談会の席上で討議するという手順にした。

次年度以降もほぼ同じ手順にしたが、それぞれの相手校の改善や実態についての意見交換の過程で内容をふくらませた。

◇ 相互評価の実際と意義

この相互評価が有意義だと感じたのは、他大学の『自己点検・評価報告書』を読ませていただいて質疑応答ができたということとそれまでになかったものへの改善が進んだことである。特に三年間にわたる相互評価の機会に取り上げられた事柄で意義があったと思われることを書いておきたい。

1 学生受入について

佐野短期大学が高校訪問332校、オープンキャンパスへの参加者の受験率77.0%の意義や実施方法（説明の分かりやすさ、内容の魅力など）についての説明。本学での入学広報室（旧入試部）の広報活動のきめの細かさ、模擬授業（オープンキャンパス）、入試相談会、「一般入試」「推薦入試」「社会人入試」「留学生入試」「帰国学生入試」「AO入試」など複数の方法についての説明、などの意見交換。

2 カリキュラムの編成と改善について

前期のこととも関連するが、社会のニーズに呼応することと学生の満足度を高めるために、カリキュラムの改善は欠かせないという認識で一致した。たとえば、佐野短期大学では「企業インターンシップ」「セミナー単位の諸活動」、教育懇談会（専任非常勤合同）、「点字」と「手話」を単位化したこと。本学では、シラバスの徹底、評価方法の明示、就職や進学のための「キャリア講座Ⅰ」（1年次）「キャリア講座Ⅱ」（2年次）（ともに必修）（「インターンシップ」は別建て）の開設、セミナー（旧ゼミナール）の「Ⅰ」「Ⅱ」（必修）の

開設、学外研修など授業の活発化についての意見交換。

3 FD（授業改善委員会）について

両大学ともこの問題に積極的であり、すでに「学生による授業評価」「教員による授業評価」が実施されており、本学では現在学科別にレーダーチャートを公表しているが、まもなく非常勤を含めた全員のデータを公表することを検討している。

何と言っても授業は日常的な蓄積が重要であるから、「学生の声」（投書箱）やアンケート、フリートーキングなどからの意見の反映を機敏に行えるように工夫しているが、さらに科目についてのジャンルとグレードの周知徹底が学生と教員に必要な点の意見交換。

4 オフィスアワーについて

オフィスアワーについては本学が平成13年度から学長の提案にもとづいて開設したものである。平成14年度末に実施した学生のアンケートによれば76%の学生が認知していると答えている。利用率は2年生が65%前後だが、1年生は30%台であった。利用者の満足度は45%から80%まで学年と前期後期で異なる。佐野短期大学の「セミナー単位の活動」や本学の担任制度やセミナー担当者など学生指導の方法について引き続き意見交換したい点である。

5 学生による授業評価について

自己点検評価報告書の制度を作って大きく変化したものの一つが「学生による授業評価」である。学生の満足度の向上のために、全科目、非常勤を含む全教員（職員については検討中である）に実施することになった。そのことは、授業改善に大いに役立っている。

6 進路指導について

「インターンシップ」などを先見的に取り入れて実施し就職率を100%にしている佐野短期大学からある程度評価し

ていただいていたのであるが、「キャリア講座」の開設、進路情報のデータベース化、編入指導態勢（オフィスアワーなどのバックアップ態勢）の強化を意見交換の結果として取り入れた。

7 財務諸表の公開について

前記と同様に、この制度によって大幅に前進したと思われる。13年前の諸規程検討委員会で難問とされた2点がこれらであった。これもたびたびの意見交換の成果である。

◇ 今後の課題

これまで述べてきたように努力を繰り返しても現在の社会状況の影響を受けないわけにはいかない。これまで定員を確保できたことが今後のそれを保証するものではないことは、さまざまな実例が教えている。私たちの努力の方向と検討課題について少しふれておきたい。

教養教育と専門教育の充実が基本になると思われる。進学や就職に直結する課題としてあるが、能力をさらに伸ばすことと十分でない学生をも指導によって基礎力を向上させねばならない。その点の検討がジャンルとグレードの周知徹底による段階的指導を可能にするであろう。

教員による会社訪問を実施して、社会のニーズの実態（役割遂行能力や柔軟性）を把握し、日常の授業の中でたんなる教養ではなく実践的な教養（社会的基礎力）として身につけさせることの必要性を実感した。このことは授業改善委員会やカリキュラムの検討につながる。

地域への貢献の意味も含めて、長期履修社会人学生の受け入れや社会人の受け入れを実施したが、おおむね好評ではあるが、さらなる工夫が必要であると思われる。

昨今話題になっている高校と大学の連携についてもさまざまに工夫の余地があるように思われる。

- 10.22 **第18回定期総会**
 場所 仙台「仙台国際ホテル」
 1. 平成14年度の活動状況の中間報告
 2. 第三者評価機関（認証評価機関）への準備について
 3. その他
- 10.30 **中央教育審議会対応の懇談会**
 1. 準学士の学位化等について
 2. 全私学連合「私学教育振興基本問題検討委員会」の対応について
 3. その他
- 11.1 **第36回理事会**
 1. 国の認証評価機関をめざす基準協会の諸準備等について
 (1) 会員、組織、財務、運営等について
 (2) 評価基準及び評価システムについて
 2. 平成14年度経常費補助金の不交付となる収容定員充足率に関する取扱いに係る外部評価の実施について（報告）
 3. 中央教育審議会対応の懇談会開催について（報告）
 4. その他
- 1.29 **第4回協会活動準備委員会**
 1. 認証評価機関認証基準の確認について
 2. 評価視点の明確化について
 3. 作業予定
 (1) 日程
 (2) 作業小委員会の設定
- 1.29 **第37回理事会**
 1. 国の認証評価機関をめざす基準協会の諸準備等について
 (1) 認証評価機関認証基準の確認
 (2) 設立準備作業委員会の設定について
 (3) 会員、人事、組織編成、協会運営等について
- 2.19 **第1回第三者評価機関設立準備作業委員会**
 1. 認証評価機関設立の基本方針について
 2. 設立準備作業委員会で検討を要する事項について
 3. 設立準備作業（小）委員会の設定について
4. 今後の作業日程について
 5. その他
- 3.4 **第1回第三者評価機関設立準備作業（小）委員会**
 1. 評価項目について
 2. その他
- 3.5 **第3回調査研究委員会**
 1. 「短期大学の将来構想に関する研究会」（活動概要）
 報告者 吉本圭一（九州大学 助教授）
 2. 平成15年度事業計画及び具体的な活動計画について
 3. その他
- 3.24 **第2回第三者評価機関設立準備（小）委員会**
 1. 評価項目について
 2. その他
- 3.24 **第2回第三者評価機関設立準備委員会**
 1. 認証評価機関設立の基本方針について
 2. 評価項目について
 - 設立準備作業（小）委員会からの報告
 3. 今後の進め方及び作業日程について
 4. その他
- 3.26 **第38回理事会**
 1. 平成14年度事業報告（案）について
 2. 平成14年度決算見込について
 3. 平成15年度事業計画（案）について
 4. 第19回定期総会次第（案）について
 5. 第三者評価機関への諸準備について
 6. その他
- 3.27 **第3回自己点検・相互評価推進委員会**
 1. 平成14年度事業報告（案）について
 (1) 第三者評価機関設立準備作業委員会の進捗状況について
 (2) 地域総合科学科の適格認定について
 (3) 短期大学相互評価について
 2. 平成15年度の事業計画について
 3. その他

編集後記

来年度から「第三者評価」が義務化されるのに向けて、本協会も「認定評価機関」となるための準備を進めています。第三者評価は、「大学の質の保証」という考え方によるもので、これまでの事前規制が事後チェックへ変わるものです。大学教育とは、単なる知識の修得ではなく、人間性を尊重する見識にもとづいた教養と批判力を持つ学生の育成を行うことが前提であり、大学側も評価を将来に活かそうとする不断の努力が必要です。 (PHM)